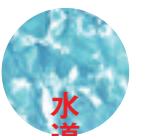


新型コロナウイルス

関連情報

※6月24日時点

新型コロナウイルス感染症の拡大は、生活に大きな影響を及ぼしています。この危機を乗り越えるため、国や市で打ち出している支援などの関連情報を紹介します。詳しい内容は、市の各担当まで問い合わせてください。



水道料金などを減免

市内事業者の水道料金などを減免し、事業継続を支援します。

■事業名 水道料金等減免支援事業

■減免対象 事業用の水道料金、公共下水道施設使用料、特定環境保全公共下水道施設使用料、農業集落排水施設使用料、集合浄化槽施設使用料、戸別浄化槽施設使用料

■要件 次のいずれにも該当する事業者

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から5月までの間の任意の1カ月において、売り上げが前年同月比で50%以上減少。

② 令和元年(平成31年)以前から事業による事業収入(売り上げ)があり、今後も事業を継続する意思がある。

ただし、創業1年未満の場合は、対象月までの任意の1カ月の売り上げを前年同月の売り上げとします。

■減免額 7月から12月に請求を受けた対象の水道料金などを全額減免(家庭用と事業用を共用する場合は、家庭使用分を除く)

■申請 次の①～⑤の申請書類を上下水道課に郵送してください。

① 申請書



肉用牛の導入経費を助成

県内市場から、肉用牛の肥育素牛を9月までに導入した際の経費の一部を助成します。

■事業名 肉用牛肥育経営生産基盤維持緊急支援事業

■要件 市内肉用牛肥育農家が、県内市場から肥育素牛を導入すること。ただし、自家生産牛は対象となりません。

■助成額

- ▼市内生産分 7万円/頭
- ▼市外生産分 3万円/頭

■問い合わせ先 農林課畜産係(☎・内線1335)

国民健康保険税を減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の国民健康保険税を減免します。

減免対象者・減免額

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人⇒国民健康保険税を**全額免除**

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる次の(1)～(3)全てに該当する世帯の人⇒国民健康保険税の**一部を減額**

(1) 事業、不動産、山林、給与収入のいずれかが、前年に比べて30%以上減少する見込み

(2) 前年の合計所得金額が1,000万円以下

(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得合計額が400万円以下

年の合計所得金額
D…下表を参照してください。

前年の合計所得	減免割合
300万円以下	100%
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
1,000万円以下	20%

※主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず100%の減免割合となります

必要書類

- ▶ ①、②の対象者が共通して必要なもの
 - ・ 印鑑
 - ・ 納付書または納税通知書
- ▶ ①の対象者が必要なもの
 - ・ 死亡診断書、医師の診断書など
- ▶ ②の対象者が必要なもの
 - ・ 主たる生計維持者の令和元年中の収入が分かる書類の写し
 - ・ 主たる生計維持者の令和2年1月以降の収入が分かる書類(帳簿など)の写し

問い合わせ先

税務課市民税係(☎・内線1127)

対象となる保険税

令和2年2月1日から3年3月31日(水)までの期間中に、普通徴収の納期限(特別徴収は年金の支払日)が設定されているもの

減免額の計算方法

減免対象保険税×減免割合で計算された額
(A×B÷C) (D)

A…被保険者全員の保険税額

B…主たる生計維持者の減収が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額

C…主たる生計維持者と全ての被保険者の前

申請を忘れていませんか！

特別定額給付金

申請期限

8月14日(金)

特別定額給付金の申請をしていない人は、早めに申請してください。

■給付対象者 基準日(4月27日)において、住民基本台帳に記録されている人

■受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主

■給付額 給付対象者1人につき10万円

■申請に必要な書類など

① 本人確認ができるもの(運転免許証、保険証など)の写し

② 受取口座の確認のできるもの(口座番号などが分かるところの通帳、キャッシュカードなど)の写し

■問い合わせ先 地域福祉課 福祉総務係(☎・内線1113)



給付金詐欺に注意

給付金や支援を装う、次のような怪しい連絡があったら、消費者ホットライン(☎・188)や警察、市などに相談ください。

- ◎現金自動預払機械(ATM)操作のお願い
- ◎受給に必要な手数料振り込みのお願い
- ◎メールによる案内やURLへの誘導

国や市が手続きとして、これらのことを求めることは絶対ありません。